

(その1)

収 支 報 告 書

令和6年分
(年 月 日開催分)

(ふりがな) じゅんしかい
1 政治団体の名称 淳志会

2 主たる事務所の所在地 香川県高松市三名町569-3

3 代表者の氏名 小川 淳也

4 会計責任者の氏名 小川 淳也

事務担当者の氏名 青木 武史

(電話) 087-814-5600

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- | | |
|--------------------------------------|--|
| ☐ 政 党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
の 規 定 に よ る 政 治 団 体 |
| ☐ 政 党 の 支 部 | ☒ そ の 他 の 政 治 団 体 |
| ☐ 政 治 資 金 団 体 | ☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---------------------------------------|
| ☐ 有 |
| ☒ 無 |

公職の種類

資金管理団体
の届出をした
者の氏名

-7.1.27

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|--|
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第3号に係る国会議員関係政治団体 |

公職の候補者
の氏名等(1人目) 小川 淳也

公職の種類等 衆議院議員(現職)

公職の候補者
の氏名等(2人目)

公職の種類等

公職の候補者
の氏名等(3人目)

公職の種類等

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額										0
(前 年 か ら の 繰 越 額)										0
(本 年 の 収 入 額)										0
支 出 総 額										0
翌 年 へ の 繰 越 額										0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費										
金 額										0
員 数										0 ^人

(2) 寄 附										
ア 寄附（イを除く。）の区分		金 額							備 考	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附								0		
(イ) うち 特 定 寄 附								0		
(ロ) 法人その他の団体からの寄附								0		
(ハ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附								0		
小 計 (ア) + (イ) + (ロ) + (ハ)								0		
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)								0		
イ 政党匿名寄附								0		
合 計 (ア + イ)								0		

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年1月27日

政治団体の名称 淳志会

会計責任者の氏名 小川 淳也

代表者の氏名
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

政治資金監査報告書

令和7年1月24日

淳志会
代表 小川 淳也 殿

登録政治資金監査人

木村幸博、印

登録番号 第 334 号

研修修了年月日 平成21年1月29日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、淳志会の令和6年1月1日から令和6年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、淳志会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳

簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等の支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

淳志会と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、淳志会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以 上